

緊急に取り組むべき事項

(緊急小口資金等)

- ・ 申請の容易化・窓口体制の更なる強化等

(住まい)

- ・ 休業者や失業者等の住まいの確保に向けた支援のあり方

(子ども食堂・通いの場・見守り支援)

- ・ 感染防止に配慮した支援のあり方（感染防止に配慮した好事例の横展開、フードパントリー・アウトリーチ・屋外プログラム・オンライン支援等代替的方策）
- ・ 見守りが必要な方等との新しいつながり創出に向けた支援

(心のケア・自殺防止・相談支援)

- ・ 心の不安を抱える人が増加する中での感染防止に配慮した相談支援体制の強化
- ・ つながりの継続に有効な SNS の活用
- ・ 休業中のひとり親家庭や生活困窮者などの支援体制の強化
- ・ 懸念される児童虐待、DV 等への対応強化

(介護、障害サービス等の確保)

- ・ デイサービス等における感染防止に配慮したサービス提供のあり方
- ・ 感染者や濃厚接触者が発生したときの支援継続のあり方
- ・ 感染者等に対応する介護・福祉事業者への支援の強化

(雇用・人材の確保、若者支援)

- ・ 教育訓練等対人支援をオンライン等で行うノウハウの普及
- ・ アルバイト等の場が失われた学生の支援のあり方

(参考)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抄)

令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮、社会課題への対応等

- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。